高崎市高齢者の居場所運営事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、高齢者の自立支援を促進し、高齢者だけではなく住民全てが支え合う地域を目指し、支え合いの創出拠点となる居場所をつくることを推進するため、高齢者の居場所を運営する者に対し、予算の範囲内において運営事業補助金を交付することに関し、高崎市補助金等交付規則（昭和３９年高崎市規則第４６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）高齢者の居場所とは、高齢者の自立支援を促進し、住民同士のつながりや支え合いの創出拠点として、地域や世代を限定せずに、誰もが自由に参加できる集いの場をいう。

（２）支え合いとは、住民同士が、単に困っていることを助け合うだけではなく、皆が認め合い、気にかけ、共感する中で、安心感と励みも生み出す互助の関係をいう。

（補助金交付の対象となる高齢者の居場所の要件）

第３条　補助金交付の対象となる高齢者の居場所は、次の要件を全て満たすものとする。

1. 本市において開設し、運営する高齢者の居場所であること。

（２）地域住民や本市に名簿登録しているサポーターが主体となり、支え合いにより実施する、又は、地域に貢献した活動をしている法人若しくは団体等が実施すること。

（３）原則週１回以上、１回３時間以上開催し、かつ、長期的な運営が可能であること。

（４）６５歳以上の高齢者を中心として、本市に住所を有する者が参加していること。

（５）１回の開催にあたり５人以上の参加が見込まれていること。

（６）特定の趣味活動やサークル活動でないもの。

（７）高齢者の居場所の運営について地域住民やボランティア等が関与していること。

（８）高齢者の居場所がある地域を担当する高齢者あんしんセンターと連携を図ること。

（９）利用料や参加費を設けること。

（１０）営利を目的とする活動その他これに類する行為を行わないこと。

（１１）政治的又は宗教的活動を行わないこと。

（１２）本市の高齢者の居場所として登録し、開設情報等を公表できること。

（交付対象者）

第４条　この補助金の交付対象者は、前条に規定する要件を満たす高齢者の居場所を開設し運営している者とする。ただし、次に掲げる者は交付対象者としない。

（１）市税、介護保険料等を滞納している者

（２）本事業と同内容の補助又は助成を受けている若しくは受ける見込みがある者

（３）高崎市暴力団排除条例（平成２４年高崎市条例第７２号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等のいずれかに該当している者

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、各月１０日における設置状況を基準として、１月あたり

１０,０００円とする。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高崎市高齢者の居場所運営事業補助金交付申請書兼居場所登録申請書（様式第１号）に、高齢者の居場所がある地域を担当する高齢者あんしんセンターの推薦書その他関係書類を添えて、あらかじめ市長に申請しなければならない。

（補助金交付決定及び通知）

第７条　市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、必要に応じて現地調査を実施し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、高崎市高齢者の居場所運営事業補助金交付・却下決定通知書（様式第２号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（運営内容の変更又は終了）

第８条　補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、運営の内容を変更し、又は中止するときは、高崎市高齢者の居場所運営事業補助内容変更・中止申請書（様式第３号）を速やかに市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の申請に基づき交付決定の変更をするときは、前条の規定を準用して高崎市高齢者の居場所運営事業補助金交付決定変更通知書（様式第４号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第９条　市長は、必要があると認めたときは補助対象者に対し、第７条第２項又は前条第２項の規定により交付決定をした交付額の範囲内において概算払をすることができる。

　（実績報告）

第１０条　補助対象者は、当該補助事業の完了日から起算して１月を経過した日又は当該補助事業の完了日の属する市の会計年度の翌年度の４月１０日のいずれか早い日までに、高崎市高齢者の居場所運営事業実績報告書（様式第５号）を、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第１１条　市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、及び既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）高齢者の居場所が、第３条各号に定める要件に該当しなくなったとき。

（２）偽りその他の不正手段により補助金の交付を受けたとき。

（３）その他市長が不適当と認めたとき。

（居場所情報の公表）

第１２条　市長は、本市に登録のあった高齢者の居場所の開設情報について、市の広報、ホームページ、高齢者あんしんセンターが発行するたより等により、広く市民に公表し市民への参加を促進するものとする。

　（その他）

第１３条　この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。